

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札に係る契約締結の条件は、令和8年度予算（暫定予算を含む）が成立し、予算示達がされた場合とする。

令和8年1月29日

分任支出負担行為担当官  
森林技術総合研修所長 宇山 雄一

## 1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 第1号 森林技術総合研修所 複合機賃貸借及び保守契約  
第2号 森林技術総合研修所 高速カラー印刷機賃貸借及び保守契約
- (2) 規格及び数量 第1号 1台  
第2号 2台  
詳細は仕様書による。
- (3) 納 入 場 所 森林技術総合研修所 1階印刷室
- (4) 契 約 期 間 賃貸借契約 令和8年4月1日～令和13年3月31日  
保守契約 令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 2. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しないものであること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）の契約の種類「役務の提供等」の営業品目「賃貸借」において、「A」、「B」、「C」、「D」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 本公告の日から6.(2)の入札執行の日までの間において、林野庁長官または森林技術総合研修所長から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

## 3. 入札書の記載事項及び入札方法

- (1) 上記1.の各賃貸借物件について、本体価格及び納入又は撤去に係る輸送費及び仕様書に記載する作業等、賃貸借に要する一切の諸経費を含めた賃貸借料の月額代金及び賃貸借物件の予定枚数から積算した保守料の代金を合計した額により見積もり、記載するものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4. 契約条項を示す場所、入札説明書等を交付する場所及び日時等

- (1) 場 所 森林技術総合研修所 総務課会計係  
〒193-8570 東京都八王子市廿里町1833-94

電話 042-661-7121

- (2) 日 時 令和8年1月30日(金)～2月16日(月)  
9時～17時(ただし、12時～13時及び行政機関の休日を除く。)
- (3) その他 入札公告及び入札資料は、森林技術総合研修所のホームページからダウンロードすることが可能。

#### 5. 提案書等の提出場所、受領期限及び審査

- (1) 提出場所 上記4.(1)のとおり。
- (2) 提出書類 ア 仕様書に基づいて作成した提案書 正1部、副1部  
イ 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)写し1部  
上記ア、イについて持参又は郵便・信書便による送付とし、電子ファイル送信やFAX等は不可とする。  
なお、郵便・信書便による送付の場合は配達の記録が残るようにすること。
- (3) 受領期限 令和8年2月16日(月)17時
- (4) 審 査 提案書等を分任支出負担行為担当官が審査し、要求仕様を満たした者を当該競争に参加させるものとする。また、担当者には令和8年2月18日(水)17時までに審査結果を伝えるものとする。

#### 6. 入札、開札の場所及び日時

- (1) 場 所 森林技術総合研修所 1階会議室
- (2) 日 時 令和8年2月20日(金) 第1号:14時 第2号:14時30分
- (3) その他 郵便入札を認める。ただし、再入札を行う場合は、その場で引き続き行うので郵便入札を行った者は再入札に参加することができない。郵便入札の場合、入札書は、令和8年2月19日(木)17時必着とし、上記4.(1)に書留郵便にて差し出すこと。

#### 7. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

#### 8. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

#### 9. 契約書作成の要否

要

#### 10. その他

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

#### お知らせ

- 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。  
この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当庁のホームページ([https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu\\_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf))をご覧下さい。
- 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。